

令和2年美浦村告示第66号

令和2年第1回美浦村議会臨時会を次のとおり招集する。

令和2年5月7日

美浦村長 中 島 栄

記

1. 期 日 令和2年5月12日
2. 場 所 美浦村議会議場
3. 付議事件
 - (1) 専決処分の承認を求めることについて
(美浦村税条例等の一部を改正する条例)
 - (2) 専決処分の承認を求めることについて
(美浦村国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
 - (3) 令和2年度美浦村一般会計補正予算(第1号)

令和 2 年第 1 回美浦村議会臨時会会期日程

期 日	曜日	時 刻	議 事 内 容
5 月 12 日	火	午前 10 時	(開会) ○本会議 ・議案上程、提案理由説明、質疑、討論、採決 (閉会)

**令和２年第１回
美浦村議会臨時会会議録 第１号**

令和２年５月１２日 開議

議案

会議録署名議員の指名

会期決定の件

(議案一括上程・提案理由の説明・質疑・討論・採決)

議案第１号 専決処分の承認を求めることについて

(美浦村税条例等の一部を改正する条例)

議案第２号 専決処分の承認を求めることについて

(美浦村国民健康保険税条例の一部を改正する条例)

議案第３号 令和２年度美浦村一般会計補正予算（第１号）

１．出席議員

１番	下村宏君	２番	山崎幸子君
３番	北出攻君	４番	松村広志君
５番	葉梨公一君	６番	小泉嘉忠君
７番	塚本光司君	８番	岡沢清君
９番	飯田洋司君	１０番	林昌子君
１１番	小泉輝忠君	１２番	沼崎光芳君

１．欠席議員

なし

１．地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席を求めた者

村	長	中島栄君				
教	育	長	富永保君			
総	務	部	長	平野芳弘君		
保	健	福	祉	部	長	吉田正己君
経	済	建	設	部	長	濱田勘木君
教	育	次	長	木鉛昌夫君		
総	務	課	長	青野克美君		
企	画	財	政	課	長	菅野眞照君
税	務	課	長	大竹裕幸君		

国 保 年 金 課 長	鈴 木 章 君
経 済 課 長	木 村 光 之 君
学 校 教 育 課 長	小 山 久 登 君
子 育 て 支 援 課 長	福 田 浩 子 君

1. 本会議に職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長	正 慶 將 暢
書 記	木 村 弘 子
書 記	滝 口 弘 士

午前10時11分 開会・開議

○議長（下村 宏君） 改めまして皆さんおはようございます。

第1回臨時会へのご参集、大変お疲れさまです。

ただいまの出席議員は12名です。

これより、令和2年第1回美浦村議会臨時会を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。

○議長（下村 宏君） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付しました日程表のとおりといたします。

○議長（下村 宏君） それでは議事に入ります前に、村長のご挨拶をいただきます。
村長。

○村長（中島 栄君） 改めましておはようございます。

令和2年第1回美浦村議会臨時会にご参集、大変ご苦労さまでございます。

4月7日に政府は、新型コロナウイルス感染症対策による緊急事態宣言を発出。

茨城県は、16日に特定警戒県に指定し、不要不急の外出制限を行ってきました。

県からは5月11日、きのうですね、現在168名の感染が出ております。6日間、感染者が出ていないというような報告もございます。

美浦村からはですね、先月28日に、守谷の慶友病院に仕事をされております看護師1名が、感染の報告がありました。

昨日までに、全国では1万5,888人が感染し、亡くなられた方が650人と報告がされております。

世界全体では400万人以上、亡くなられた方も28万人を超えるというような報告もされております。

アメリカで、そしてまた日本で、特効薬としてですね、承認されましたレムデシビルの治療薬で、感染がですね、収束できるように願いたいと考えております。

本日の臨時議会に提案している案件は、議案第1号で、専決処分の承認を求めることについて（美浦村税条例等の一部を改正する条例）が1件、議案第2号で、専決処分の承認を求めることについて（美浦村国民健康保険税条例の一部を改正する条例）が1件、議案第3号で、令和2年度美浦村一般会計補正予算（第1号）が1件の3議案であります。

議員各位には、ご審議のほど、よろしくお願いをいたします。

○議長（下村 宏君） 村長の挨拶が済んだところで、直ちに議事に入ります。

○議長（下村 宏君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、次の3名を指名いたします。

3番議員 北 出 攻 君

4番議員 松 村 広 志 君

5番議員 葉 梨 公 一 君

以上、3名を指名いたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第2 会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は本日1日間としたいが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日1日間と決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第3 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（美浦村税条例等の一部を改正する条例）から、日程第5 議案第3号 令和2年度美浦村一般会計補正予算（第1号）までの、3議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（中島 栄君） それでは、議案第1号から議案第3号まで、一括してご説明申し上げます。

初めに、議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（美浦村税条例等の一部を改正する条例）及び議案第2号 専決処分の承認を求めることについて（美浦村国民健康保険税条例の一部を改正する条例）につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分を行いましたので、同条第3項に基づき、これを報告し、ご承認をお願いするものであります。

続きまして、議案第3号 令和2年度美浦村一般会計補正予算（第1号）につきましてご説明申し上げます。

本案につきましては、新型コロナウイルス感染症に伴う特別定額給付金給付費に必要な

経費など、諸対応関連経費をお願いしてございます。

なお、詳細説明につきましては、タブレットに掲載のとおりでございますので、ご確認いただき、ご承認並びに議決いただきますよう、お願い申し上げます。

以上、簡単でございますが、議案第1号から議案第3号まで、一括してご説明とさせていただきます。

○議長（下村 宏君） 提案理由の説明が終了いたしました。

今臨時会の本会議質疑に関しましては、新型コロナウイルス感染防止対策として、質疑及び答弁は書面によって行うことが決定されたところであります。

通告されました議員においては、それぞれの質疑書の提出期限までに私まで提出されており、答弁書についても私の手元に提出がなされております。

○議長（下村 宏君） それでは、日程第3 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（美浦村税条例等の一部を改正する条例）の質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第4 議案第2号 専決処分の承認を求めることについて（美浦村国民健康保険税条例の一部を改正する条例）の質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第5 議案第3号 令和2年度美浦村一般会計補正予算（第1号）の質疑に入ります。

通告のありました議員は、2番議員 山崎幸子君、10番議員 林 昌子君、以上2名です。

それぞれの議員の質疑書及び答弁書を配付いたしております。

.....

〔配付された質疑書・答弁書〕

令和2年5月10日

美浦村議会議長 下村 宏 様

美浦村議会議員 山崎 幸子

質疑書の提出について

令和2年5月12日の本会議における私の質疑について次のとおり提出いたします。

1. 特定定額給付金について

本村での定額給付金の申請は、オンライン申請方式では5月7日から受付開始となり、最速支給日は5月15日となっていて、郵送申請方式では5月25日郵送、受付は5月29日から、最速支給日は6月5日とのこと。

5月11日から申請書を村ホームページよりダウンロードできるようになったと聞きましたが、申請書ダウンロード方式では、受付開始日と支給日はどのようなになっているのでしょうか。

近隣の自治体では申請書ダウンロード方式の場合、即日受付をし、支給日は5月中旬より口座振り込みを開始するとの事です。

生活困窮者は一日でも早く給付金を受け取りたいと思っているので、本

村でも申請書ダウンロード方式は、申請書受付もなるべく早く、そして支給日も、できればオンライン申請の支給日と同日とするか、さもなくば翌週（5/18）からの週に支給できないかお尋ねいたします。

2. 中小企業継続応援貸付金について

貸付申請する際の必要添付書類の美浦村発行の証明書手数料は発生するのでしょうか。

又、発生するとしたら、手数料を免除することはできないかお尋ねいたします。

令和2年5月11日

美浦村議会議長 下村 宏 様

美浦村長 中島 栄

答弁書の提出について

令和2年5月10日付け、お求めのあった標記の件について、次のとおり提出いたします。

（質疑者）山崎議員

（答弁者）経済建設部長

（問）特定定額給付金について

（答）申請書ダウンロード方式では、5月11日から受付を開始します。5月11日から5月15日までに受付をした添付書類に不備がないものについては、5月22日に支給します。

（質疑者）山崎議員

（答弁者）経済建設部長

（問）中小企業継続応援貸付金について

（答）貸付申請する際の必要添付書類の美浦村発行の証明書手数料は、手数料を免除する

方向で検討します。

令和2年5月11日

美浦村議会議長 下村 宏 様

美浦村議会議員 林 昌子

質疑書の提出について

令和2年5月12日の本会議における私の質疑について次のとおり提出いたします。

1. 款2 総務費 項1 総務管理費 目23 特別定額給付金費
特別定額給付金給付費 1,514,400 千円
○支給方法資料より一申請方式と支給開始日について
 - ・申請書一郵送の他に他自治体実施の申請書ダウンロード実施検討されているか？
 - ・返信用の封筒は同封されているか？
 - ・支給開始日一ダウンロード方式導入した場合、オンライン申請方式と同日支給開始日と出来ないか？（阿見町実施予定）
 - ・周知方法一広報みほ以外の周知方法の実施検討されているか？
2. 款3 民生費 項2 児童福祉費 目1 児童福祉総務費
子育て世帯臨時特別給付金給付費 16,650 千円
○資料より一支給開始日7月頃の根拠は？
6月支給は検討できないか？
3. 款6 商工費 項1 商工費 目1 商工振興費
中小企業事業継続応援貸付金 6,000 千円
○対象見込み12事業者以上申請があった時も追加給付が可能か？
○その時の負担割合は同じか？

令和2年5月11日

美浦村議会議長 下村 宏 様

美浦村長 中島 栄

答弁書の提出について

令和2年5月11日付け、お求めのあった標記の件について、次のとおり提出いたします。

(質疑者) 林議員

(答弁者) 経済建設部長

(問) 特別定額給付金給付費について

(答) 5月11日、美浦村ホームページに特別定額給付金申請書ダウンロードを実施しました。5月11日から5月15日までに受付をした添付書類に不備がないものについては、5月22日に支給します。

5月25日村から世帯主さんあてに発送をする郵便の中に返信用封筒を同封します。周知方法については、広報みほ、美浦村ホームページにて周知します。

(質疑者) 林議員

(答弁者) 教育次長

(問) 子育て世帯臨時特別給付金について

(答) 説明のための参考資料といたしまして、国からのチラシを示しました。その中で「美浦村では、7月頃に支給する見込みです。」と記載されておりますので、ご質問をいただいたと思います。

資料を提出しました後も、各機関と協議を行いまして、現在では6月29日の支給を予定しております。

スケジュールといたしましては、

5/13 臨時議会後、速やかに事業を発注（茨城計算センター）

6/ 5 児童手当受給者への案内納品

6/ 8 案内の発送（支給する旨、受給を拒否する場合は連絡が必要な旨）

6/22 受給を拒否する連絡の回答期限

6/23 口座振込依頼

6/29 支給

以上のように予定しております。よろしくお願いいたします。

(質疑者) 林議員

(答弁者) 経済建設部長

(問) 中小企業事業継続応援貸付金について

(答) 中小企業事業継続応援貸付金について、村と県は協定を行う予定です。協定に定める上限額に達する見込みが生じたときは、速やかに県と協議を行います。その時の負担割合は同じ割合と考えております。(県 3/4、市町村 1/4)

.....

○議長(下村 宏君) 再質疑のある方はございませんか。

林 昌子君。

○10番(林 昌子君) このたびは、コロナウイルス対策への執行部のご尽力、本当に感謝を申し上げます。

このたびは予算金額に対しましては了解をしているところでございます。書面にて第1回目の質疑をさせていただきまして、早々に答弁をいただきましたことにまずもって感謝を申し上げます。ご迅速な対応に、評価をさせていただきます。

質疑に対し——再質疑でございますけれども、私の質疑は、必要な人に必要な情報を届けていただくための質疑をさせていただきます。一括方式ですので、質疑を、一括で質疑をさせていただきます。

まず、ダウンロード方式について答弁をいただきました。早速ですね、ホームページを確認させていただきました。早々に昨日、アップをさせていただいておりまして、またダウンロード方式での——また、支給日ですね、それも、明確にお示しをいただいているところでございます。

5月11日から5月22日まで申請受け付けということで、ちょっと答弁とは、ちょっと違いますけれども、ホームページの方を——多分確実かなと思っておりますので、ダウンロード方式、5月11日から22日まで申請を受け付けるということですね。支給も、5月11日までに申請をした方が5月22日支給、5月22日までに申請した方が5月29日支給ということで、他自治体にはないものは、この支給日をきちっと明確に示しているということは、他自治体あまりございません。そういう意味で言えば、明確に住民に周知したということは、評価できるところであると思います。

また、この件に対しての周知方法についてなんですけれども、急がない方、特別コロナで被害を受けていらっしゃる方で、急がない方は、普通に郵送方式で十分であると思います。しかしながら、困窮家庭とか子育て世代で、本当に今回、奥様方でも、またご主

人方でも、仕事の関係でお給料に差が出たり、アルバイト料がゼロになってしまったりとか、そういうことで、支給をととても急いでいる方が多く、美浦の中でも実際にいらっしゃると思います。そのことをまず理解をしていただきたいことを申し述べておきます。

そこですね、急ぐ方への対応ということで、「ホームページ」と「みほ広報」ということでご答弁をいただいておりますけれども、そのほかの周知方法ですね、例えばM i h o V i s i o nだとか、防災メールだとか——またいろんな防災メールに関しては、防災関係のことだけという縛りがあるかもしれませんが、今回は緊急対策です。コロナに対しては、緊急なのです。ですので、そういうところも、いろいろ諸事情あるかと思っておりますけれども、何とか防災メール等でも周知をしていただければ、早急に、必要な人に、必要な情報が入るのではないかなということ。その点をお尋ねをさせていただきます。これが活用可能かどうかということ。

また、広報カーとか防災無線とか、いろんな周知方法がございますが、どれぐらい今回、この一括方式——ダウンロード方式、また……3種類ございますけれども、それをどのように周知、急いでいる方に伝える周知がこれ——この二つ以上に何ができるかということ。今考えられる段階で、ご検討いただけるものがあればお示しをいただきたいということ。この2点を、まずお尋ねをさせていただきます。

もう1点は、子育て世帯臨時特別給付金についても質疑をさせていただいております、時系列に沿って丁寧な答弁をいただきましたので、その内容については理解をしているところでございます。

ところがですね、これは児童手当を給付されている方、今あるデータとか、また、口座等ですね、そういう情報もある中で、特別な申請ではなく、給付ですので、そういう方が、この緊急対策費よりも1カ月おくらせて支給されるっていうのは、ちょっと理解しかねる部分がございます。どうしてこのように、時差ができるのかという、そのおくれの理由を、改めて教えていただきたいことと、また、周知するのもホームページには示されていませんので、その、ホームページの提示だとか、また保護者メール等ございますので、そういうふうなことで、このような流れで支給をするというような提示ができないかどうかの2点も、改めて質疑をさせていただきます。

ご答弁よろしく願いいたします。

○議長（下村 宏君） 総務部長 平野芳弘君。

○総務部長（平野芳弘君） 林議員のご質問にお答えします。

今回の給付金、児童手当につきましては、それぞれ担当課があるんですけれども、P Rという方法になりますので総務部のほうで、まず回答させていただきます。

最初の、給付金に関する広報手段ですね、今、広報、後はホームページということで掲載しております。

その他、今ご提案いただいた防災メール、M i h o V i s i o nでできないかということで、防災メールにつきましては、本来、林議員もおっしゃっていたように、防災とい

うのがありますので、それに関しては、この場で判断するよりも、いろいろご意見をいただいて、考えていきたいと思います。他の自治体で、今回の自粛の関係でメールを出して、ちょっとそれはどうかなというような部分もありましたので、そういうものも含めて考えさせていただきたいと思います。これも至急考えていきたいと思います。

M i h o V i s i o nにつきましては、これはすぐにでもできますので、それに関しましては、掲載のほうでいきたいと考えております。

それから、児童手当につきましても、担当課のほうと調整しまして、ホームページ等に載せられるものについては載せていきたいと思います。

その他、新聞等もですね、今までは、わざわざこちらからは流していないと思われるんですけども、皆さんからいろんなご意見もいただいておりますので、決まった時点で、いろいろ報道機関の方にも——これは掲載されるかどうかは別なんですけれども、流していきたいと考えております。

以上、PR関係・広報関係の答弁といたします。

よろしくお願いします。

○議長（下村 宏君） 教育次長 木鉛昌夫君。

○教育次長（木鉛昌夫君） 林議員のご質問にお答えを申し上げます。

支給日のおくれる理由ということでございますが、こちらにつきましては、本議会の予算の議決をいただきました後に、茨城計算センターのほうに委託いたしまして対象者の抽出を行うことになっております。

この抽出に時間がかかることと、それから、全員に対して支給をするわけではございませんで、受給を拒否する者も連絡というものを待たなければならないと、期間も設定されてございます。その都合で、議員の皆様にお示しましたチラシの中に、7月ごろに支給するという資料を添付してございますが、その後につきましても、受託業者等と打ち合わせを重ねまして、今のところ、6月29日に支給できるように、短縮を図ってきたところでございます。

広報につきましては、先ほど総務部長が答弁いたしましたように、広報に努めることと、それから、6月29日の支給も、なるべく1日でも早く、今後詰めることができないか、担当課と協議いたしまして、そのように努力をしまいたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（下村 宏君） 総務部長 平野芳弘君。

○総務部長（平野芳弘君） 先ほどの答弁で一つ漏れましたので、補足で説明いたします。

広報関係につきましては、先ほど言った形でやっていければと思うのですが、一つ、どうしても広報で人が集まるというと、これまた密ということになりますので、そのようなものをちょっと考えながら、極力密にならないようにしていきたいというのも、つけ加えて答弁させていただきます。

以上でございます。

よろしくお願いします。

○議長（下村 宏君） 林 昌子君。

○10番（林 昌子君） 密にならないことが最良の対策ですので、そのようなお気遣いいただく中での対応を、ぜひよろしくお願いしたいと思います。

先ほどですね、防災メールに関してはいろんな規約等あるかと思います。ですので、その法整備というか、内規とかそういう部分もまた見直しいたしましてね、今回のコロナに関しては、ちょっとほかのものと基準が違うと思いますので、全世帯に関連する内容のことですので、そういうものに対しては、緊急を要するものに対しては、防災メールもよしというような、内容改定ができるようであれば、ぜひご検討をお願いしたいと思います。

ましてやホームページでですね、防災メールを周知をして登録をお願いしている経緯もございます。それに登録されている方というのは、意識もありますし、防災に対する意識もあるし、また村の情報に対して敏感になっている方が、そういう登録をされている方があります。

その方が、そういう情報を得たことで、その方が核となって、いろんな知り合いの方にお伝えいただけるということで、とても大切なツールであると思いますので、この防災メールの活用を、ぜひ拡充をしていただけることをさらにお願いをして、この点は了解をさせていただきました。

子育て世帯について、支給日がおくれる理由ということも理解はするわけなのですが、本当に「拒否の連絡ってなんでしょう」って、本当に思うのですけれども、ほとんどないのではないかと思います。そのことでおくれるというのは、ちょっと本末転倒な気もいたしますが、これは国の方策、やり方でございますので、なかなかジレンマもあるかと思いますが、ただ、他自治体ではですね、拒否の連絡の締め切りがもっと早い自治体が、結構見受けられます。ですので、日にち明記も大事ですけども、対応が取れ次第、迅速な対応をしていくというような、村の対応の心意気ですね、そういうものが伝わるような、ホームページの伝達をしていただけたらありがたいのかなと思いますので、ぜひ迅速な対応がしていただけるようお願いをさせていただきます。

またですね、本当に、先ほど申しました、必要な人に必要な情報を適宜に伝える手段の検討を、ぜひ、この今回のコロナをまた経験としながら、また、ほかにこういうことがないのだろうか。また、ほかのことで、皆さんにより周知の仕方が迅速にできるやり方がないのだろうか、ということも、庁内会議の中でさらに膨らんでいただけたら、今回の経験を、よりよい住民のためのサービス向上につながると思いますので、その検討をぜひお願いしたいと思います。

まずは困窮世帯の方、本当に厳しい生活をされている方に情報が届くことが大事です。例えば今回、ダウンロード方式もやっていただきましたが、困窮世帯の方がダウンロードできるとは思いません。そうすると郵送を待つしかないのです。必要なのに郵送を待つしかないのです。そういう方には、どうしたら届けられますでしょうか。

例えば、民生委員さんのご協力いただくなど、何かしら——本当にお困りのことは、情報は全部庁内にございます。私たちよりも、庁内の方が情報を持っているわけです。本当にお困りの方に、この人には本当に大変な、必要だな。早くして、支給してあげたいと思う、そういう心づもりがあれば、いろんな人たちの協力をいただいて、個別で、密にならない程度での対話をしながらお伝えしていただく、ダウンロードの書面をもって「ここで記入して」「これ届けてくるね」とか、それぐらいのスピード感があつたら、本当に困っている人がすぐ、5月中に支給していただけるのですよね。だから、そういうようなお困りの方に、本当に迅速に支給できるような、そういう村の心意気っていうんですか、そういうものが感じられる対策が見られることを、私は望んでおります。

子育て世帯も、家庭で食費が本当に膨らんで厳しいっていう声があり、ある意味、給食のありがたみを本当に感じていらっしゃるご家庭が多いです。ましてや、安価でバランスのとれる食事ができるって、こんなに大切なことなのかということを感じられている保護者の方も、たくさんいらっしゃいました。

そういう意味では、本当に住民に寄り添う行政運営を、また、住民の声をただ聞くではなく、「心で聞く」、そういうような窓口対応のできる行政マンとして、皆さんの対応が今後もされること、そのことによって、コロナ収束後に本当に皆さんが庁内と一体となって、村政運営に協力してもらえる住民をふやしていくことも、今回の対策の仕方によっても変わってくるのではないかなということを申し添えまして、私の質疑を終わりにいたします。

村長、村長発信の迅速な対応を期待して、質疑を終わりにさせていただきます。

どうもありがとうございました。

○議長（下村 宏君） ほかに再質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 以上で、通告のありました質疑の再質疑について終了をいたしました。

ほかに質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 以上で、本臨時会に付議された日程は全て終了をいたしました。

本日の会議を閉じます。

令和２年第１回美浦村議会臨時会を閉会といたします。

お疲れさまでした。

午前１０時３８分 閉会

地方自治法第１２３条第２項の規定により署名する

美浦村議会議長 下 村 宏

署 名 議 員 北 出 攻

署 名 議 員 松 村 広 志

署 名 議 員 葉 梨 公 一